

# 「飲食店等見回り連携チーム」による見回り活動の実施

まん延防止等重点措置に係る措置区域（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）における飲食店等の時短営業、酒類提供禁止及びかたか設備利用自粛の徹底を図るため、「飲食店等見回り連携チーム」による、効率的・効果的な見回り活動を実施する。

## 1. 対象地域

まん延防止等重点措置の措置区域

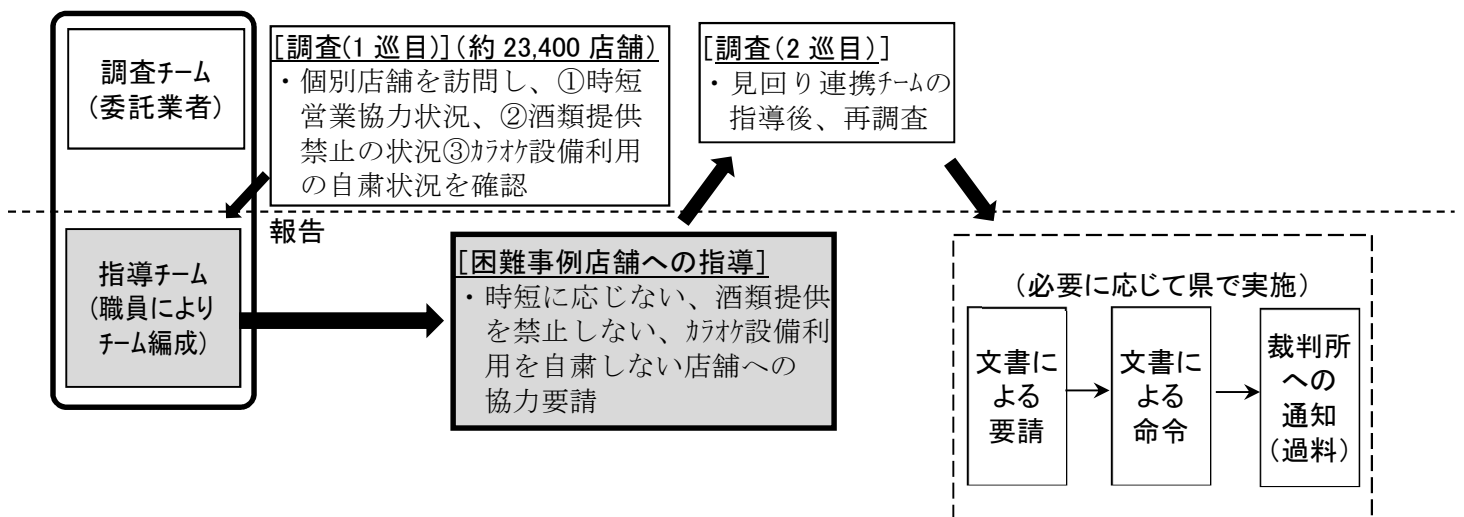
（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

## 2. 見回りの実施フレーム

「調査チーム」と「指導チーム」が連携し、効果的に活動を展開

- ・ **調査チーム**：約 23,400 店舗の実施状況（1巡目）を調査するとともに、指導（委託業者） チーム訪問後の改善状況（2巡目）を再調査
- ・ **指導チーム**：時短に応じない、酒類提供を禁止しない、かたか設備利用を自粛（職員） しないなど要請に応じない店舗を個別に指導

8/2 ————— 8/10 ————— 8/12 ————— 8/18 ————— 8/31



## 3. スケジュール

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 8月 2日～8月 13日  | 調査チームによる見回り調査（1巡目）         |
| 8月 10日～8月 16日 | 指導チームによる個別訪問（困難事例店舗）       |
| 8月 12日～8月 17日 | 調査チームによる見回り調査（2巡目）         |
| 8月 18日～8月 31日 | 必要に応じて個別要請、命令、裁判所への通知（過料）等 |